

特記仕様書

業務名 佐久新校（拡幅予定地）の土地造成設計・開発許可申請業務

業務箇所 佐久市野沢 野沢北高等学校西側農地（以下、「計画地」という。）

第1章 総則

1 適用

本特記仕様書は、上記業務に適用する。業務にあたっては、設計・測量・調査業務委託関係集、契約書、その他関係法令、規則基準書を遵守し、上記に明記なき不明な事項は監督員と協議するものとする。

2 目的

本業務は、駐車場及びハンドボールコート造成について、経済的かつ合理的に予備設計・詳細設計を行い、工事発注に必要な図面、数量表などの報告書を作成するとともに、開発許可申請業務を行うことを目的とする。

3 業務管理

受注者は、契約書、設計図書、長野県設計業務共通仕様書、本特記仕様書、業務打合せ書、佐久新校（仮称）施設整備事業基本計画書及び関係法規を尊重し、監督員の指示を受け正確に施行しなければならない。

4 秘密の保持

受注者は、業務の内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。なお、個人情報の取扱いについては「個人情報取扱特記事項」に記載の内容を遵守すること。

5 疑義

受注者は、業務遂行上に疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議すること。

6 土地の立入

受注者は、作業実施にあたり、第三者の土地に立ち入る場合は、あらかじめ監督員及び土地所有者の了解を得て立ち入るものとする。なお、本業務の業務箇所は今後取得を

予定している農地であり、立入りには地権者及び耕作者の了解を得る必要があることに留意すること。

第2章 業務内容

1 設計業務

業務内容は、設計業務共通仕様書 道路編 第6節 道路休憩施設設計による。

なお、その他ハンドボールコート、給排水設備、照明設備、防犯設備、案内誘導設備、電気等の附属施設について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとする。これらの設計は、施設配置設計図、系統図を作成し、使用機器の種類を決定し、工種毎に数量計算を行うものとする。

なお、各設計の仕様については、下記を標準とするが、再編統合校（野沢北高等学校及び野沢南高等学校（以下同じ。））とのヒアリングを踏まえ、監督員と協議の上決定するものとする。

(1) 駐車場

- ・教職員及び外来駐車場として120台以上の駐車箇所を確保すること。
- ・保護者送迎用のロータリーを設けること。
- ・校外活動のための大型バスが同時に8台以上駐車できる臨時駐車場を確保すること。
- ・車の動線については、国道462号線からの出入りを基本とするが、計画地の南側からの進入が困難であることに鑑み、他の道路からの接続の可能性も含めて検討すること。
- ・計画地と東側校舎との移動が円滑となるよう、計画地東側に歩行者用の出入り口を設けること。

(2) ハンドボールコート

- ・コート全体の整備範囲はおおむね42m×24m以上（コート本体：40m×20m、コートの周囲の安全帯：サイドライン外側1m、アウターゴールライン側2m）を確保すること。
- ・ラインマーキングの設計は不要とする。
- ・本施設の舗装は一般的な高校グラウンド（クレイ系土舗装）と同等の性能・仕上がりとする。
- ・ハンドボールコート内の土砂が、計画地東側の水路に流入しないよう配慮すること。
- ・ハンドボールコートの周囲にフェンス（高さ3m程度）を設置すること。

(3) 給排水設備

○給水設備

- ・グラウンド散水を用途とした散水栓または立水栓からの給水とする。
- ・給水量及び散水方式（ホース散水、スプリンクラーの有無等）は、設計者が現地条件と運用方法を踏まえて提案すること。
- ・給水配管は、一般的な屋外散水設備に準じ、耐候性・凍結防止を考慮した仕様とする。

○排水設備

- ・ハンドボールコートの排水は基本的に自然浸透方式とし、表面に適切な勾配を設けて停滞を防止すること。
- ・駐車場部は、表面排水が確実にできる縦横断勾配を設ける。
- ・流出雨水は、敷地外への不自然な流出を避ける、隣地、道路への溢水防止の観点から、敷地内の集排水ライン・浸透ます・側溝等を適宜配置検討すること。
- ・駐車場からコート側へ水が流入しないよう、道路形状（勾配）または段差・縁切り等の処置を検討すること。
- ・地盤条件により浸透能力が不足すると判断される場合には、浸透施設等の設置について検討すること。
- ・浸透施設で処理しきれない雨水（オーバーフロー分）については、佐久市との事前協議により、計画地西側の水路への接続が認められているため、適切なオーバーフロー管を設置の上、同水路へ接続すること。

(4) 照明設備

- ・ハンドボールコートの夜間利用は想定していないため、競技用の照明設置は不要とする。
- ・駐車場は、夜間の歩行・車両通行の安全性確保と周囲環境（光害）への配慮の両立を前提に、器具の種類、高さ、配置を検討すること。

(5) 防犯設備

- ・駐車場出入口及び全体をカバーできる簡易防犯カメラの設置を検討すること。
- ・利用者や車両が周囲から視認しやすい配置計画とすること。
- ・必要に応じて簡易フェンスまたは境界ロープを設置して駐車場と周辺との境界を明確にすること。
- ・駐車場出入口には、夜間等に閉鎖できる施錠可能な設備を設置すること。

(6) 案内誘導等

- ・ 駐車場およびハンドボールコートの利用者が安全に移動できるよう、車両動線・歩行者動線を明確に示す案内・誘導サインを設けること。
- ・ 国道と接続する出口については、逆走防止のための案内板を出口付近又は国道内の中央分離帯上に設置（別途道路管理者と協議）すること。

(7) 電源等

- ・ 本施設の外灯、防犯カメラ等に必要な電気供給方式は、電力会社及び監督者との協議により最適方式を決定するものとする。

2 関係機関打合せ協議

関係機関打合せ協議は、地域住民、佐久市、佐久平土地改良区、佐久建設事務所、中部電力パワーグリッド株式会社の5者を行うことを想定している。必要に応じ変更する。

3 打合せ協議

打合せは、初回、中間2回、成果品納品時の合計4回とする。打合せ協議後は、打ち合わせ事項を記録簿にとりまとめ、監督員に速やかに提出し相互に確認する。新たな業務の追加及び特別な理由がない限り、打合せ回数は変更の対象としない。

4 開発許可申請業務

開発許可申請業務には、下記の内容を含むものとする。

- ア 都市計画法に基づく開発許可申請書の作成
- イ 添付図書の作成（位置図、配置図、造成図、排水計画図等）
- ウ 関係機関との事前協議、指摘事項の整理及び反映
- エ 申請手続きに必要な資料作成および申請
- オ 許可取得に必要な範囲での設計修正
- カ その他、開発許可申請を行うにあたり必要な業務

第3章 履行期間

契約日の翌日から令和8年 月 日まで

ただし、農地法に基づく法定協議に供するため、下記資料を中間成果として作成し、令和8年6月19日（金）までに提出すること。なお、提出方法、部数については別途協議とする。

- (1) 建設予定工作物等の配置図及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用

排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面（案）

※建設予定工作物等の面積、位置及び工作物間の距離を表示

※縮尺 1/500 ないし 1/2,000 程度のもの

- (2) 開発許可申請書（案）
- (3) 工事工程表（案）
- (4) 概算工事費
- (5) 関係機関との協議状況整理表

第4章 貸与資料

業務執行にあたり、必要な既往資料を貸与する。貸与資料は受注者の責任において管理すること。

第5章 成果品

成果品は、「電子納品に係る実施要領」（令和6年4月1日一部改訂時点）に基づき実施する。

第6章 その他

- 1 現地への立入範囲・時期については、受注者は事前に監督員と協議し、了解を得るとともに、関係地権者、関係自治会への連絡を行い、周知の上行うものとする。
- 2 受注者は、事業区域について、下水道、上水道、ガス、電気、電話及びその他地下埋設物の種類、位置、形状、寸法、深さ及び構造等について、これら管理者が有する資料と照し、確認すること。
- 3 本業務は統合再編に伴う校舎整備の一環として行う整備事業である。整備デザイン・工期スケジュール・工事動線等に関して校舎整備との一体性を担保するために、再編統合校及び佐久新校（仮称）施設整備事業設計業務の受託者である SALHAUS・ガド建築設計事務所設計共同体（以下、「施設設計者」）と調整の上設計すること。（ただし、設計内容に関しては監督員の承諾を受けること。）
- 4 工事工程については、本校舎工事の施工期間中における仮設ヤード、資機材搬入ヤード、作業スペース等の利用状況を考慮した工程とすること。必要に応じて本校舎工事との工程調整を行い、相互に支障が生じない施工計画とすること。
- 5 工事期間中及び完成後の照明の光害抑制、騒音・振動、粉じん対策、雨水・土砂流出抑制、排ガス対策、ゴミ、廃棄物の適正管理等に配慮した計画とする。必要に応じ近隣説明資料を作成し、発注者の説明を支援すること。

- 6 当地域の気象条件を踏まえ、勾配・舗装・排水・設備に冬期対策を反映する。
- 7 本計画地は埋蔵文化財包蔵地に指定されている。文化財保護法及び所轄自治体（佐久市教育委員会）の指導に基づく設計検討を行うこと。
- 8 その他、この仕様書に定めのない事項については、監督員と協議の上実施する。